

川崎市立学校空調設備更新整備等事業

サウンディング調査実施要領

令和4年9月

川崎市教育委員会事務局 教育環境整備推進室

目 次

1 調査の背景・目的.....	1
2 調査の方法.....	1
3 本市が示す対話事項.....	1
4 対象者.....	2
5 調査スケジュール.....	2
6 参加申込方法.....	2
7 意見書の提出方法.....	3
8 調査の実施方法.....	3
9 実施結果の公表等.....	4
10 留意事項.....	4
11 問合せ先.....	4

1 調査の背景・目的

川崎市（以下「本市」といいます。）では、平成20年度から21年度にかけて、小学校及び聾学校90校をPFI手法で、中学校41校を直接施工で、普通教室への空調設備を一斉整備するなど、全ての普通教室へ空調設備の整備を行いました。併せて、「学校施設長期保全計画」に基づく改修を行い、空調設備が未設置の特別教室に対して空調設備の設置を行ってきました。こうした中、PFI事業は令和4年3月31日に契約期間の満了を迎えたとともに、一斉整備した空調設備は設置から10年以上が経過し、更新時期を迎えています。

そのため、本市では空調設備の一斉更新整備を行う事業（以下、「本事業」といいます。）の実施に向けた検討を進めており、事業方式や事業内容、事業スケジュールなどの事業条件について、事業の担い手となることが期待される民間事業者の皆さまから、広く意見等を求めることを目的とした「川崎市立学校空調設備更新整備等事業 サウンディング調査」（以下「本調査」といいます。）を実施します。

2 調査の方法

本調査では、本事業に関心をお持ちの民間事業者を広く募集し、個別対話形式にて御意見を伺います。個別対話への参加者は、本市が示す対話事項に対して、意見等を本市の指定する様式に記載し、事前に提出してください。個別対話は提出された意見書を用いて行います。

3 本市が示す対話事項

本調査において、御意見をいただきたい事項は、次のとおりです。各事項の詳細は、添付資料「川崎市立学校空調設備更新整備等事業 事業概要の「7 事業実施にあたっての論点」及び「様式2 対話事項に対する意見書」を参照し、それぞれの事項について御意見を提出してください。

- (1) 設計・施工期間を3か年とすることについて
- (2) 維持管理期間を約15年間とすることについて
- (3) 設計・施工期間中の教室数の変動等に伴うサービス対価の考え方
- (4) 維持管理業務の対象設備の数量変更に伴うサービス対価の考え方
- (5) 地域経済の活性化について
- (6) その他参加者からの質問等

4 対象者

本事業の担い手として参画の意向のある法人や法人のグループを対象とします。ただし、下記のいずれかに該当する場合は除きます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 参加申込書提出時点で、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止を受けている者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は川崎市暴力団排除条例第 7 条に該当する者
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している者
- (6) 国税及び地方税を滞納している者

5 調査スケジュール

期間等	内容
令和 4 年 9 月 16 日（金）	実施要領等の公表
令和 4 年 9 月 16 日（金）～9 月 30 日（金）	参加申込書の受付
令和 4 年 10 月 3 日（月）～10 月 28 日（金）（予定）	個別対話の実施
令和 4 年 11 月中旬頃	提案結果のとりまとめ、公表

6 参加申込方法

(1) 申込書類

様式 1 参加申込書

(2) 申込期間

令和 4 年 9 月 16 日（金）から 9 月 30 日（金）まで

(3) 申込方法

様式 1 参加申込書を電子データ（Microsoft Word 形式）で作成し、「11 問合せ先」のメールアドレスに送付してください。なお、送付の際のメール件名は、「空調サウンディング調査への参加申込【事業者名】」としてください。

なお、参加申込書を受領した際には、翌日（土・日・祝日の場合は、その翌営業日）までに

受領確認のメールを返信します。返信のない場合には、メールが届いていない可能性がありますので、電話での確認をお願いします。

7 意見書の提出方法

(1) 提出書類

様式2 対話事項に対する意見書

(2) 提出期限

個別対話の実施日の3日前（土・日・祝日の場合は、その直前の開庁日）までに御提出ください。

(3) 提出方法

「問合せ先」のメールアドレスに送付してください。なお、送付の際のメール件名は、「空調サウンディング調査の意見書【事業者名】」としてください。

8 調査の実施方法

(1) 実施期間

令和4年10月3日（月）から令和4年10月28日（金）まで（予定）

なお、具体的な日時については、参加申込書に記載いただいた希望日を踏まえて調整しますので、決定後に各参加者に御連絡します。（希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。）

(2) 実施方法

参加者毎に、事前に提出された意見書の内容に基づいて対話を行います。

(3) 所要時間

参加者あたり1時間程度（対話の内容によっては超過する場合があります）

(4) その他

- ①本調査は、原則、対面での実施とします。
- ②オンラインでの実施を希望される場合は、様式1「参加申込書」の「4 対話の方法」の該当箇所にチェックを入れてください。
- ③オンラインでの実施に必要なアクセス先等の情報は、別途連絡します。

9 実施結果の公表等

対話の内容については、本市ホームページで公表する予定です。

ただし、参加者の名称及び知的財産権に係る内容は原則非公表とし、事前に参加者宛に公表内容の確認を行います。なお、「川崎市情報公開条例」に基づく公文書開示請求があった場合は、参加者に事前に連絡の上、条例に定める範囲において公開する場合があります。

10 留意事項

(1) 本調査への参加及び調査内容の取扱

- ① 本調査への参加実績は、本事業への参加資格条件及び評価対象になるものではありません。
- ② 本市及び参加者ともに、本調査での対話内容（発言内容を含む。）は、その時点での想定によるものとし、本事業の実施等について、何ら約束するものではありません。
- ③ いただいた意見を踏まえて、本事業を実施する場合でも、改めて本事業の担い手となる事業者の公募・選定を行います。本調査の参加者が本事業を実施することを約束するものではありません。

(2) 費用等

本調査への参加するにあたって、参加者に係る費用は、参加者の負担とします。本市による費用の徴収又は対価の支払はありません。

(3) 追加調査等への御協力

必要に応じ、追加の対話（書面による照会を含む）やアンケート等を行う場合には、可能な限り御協力をお願いします。

11 問合せ先

川崎市教育委員会事務局 教育環境整備推進室 担当：岩崎、亀村 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6 明治安田生命川崎ビル5階 電話：044-200-0362 Eメール：88seibi@city.kawasaki.jp
--

川崎市立学校空調設備更新整備等事業 事業概要

1 事業の目的

川崎市（以下「本市」といいます。）では、平成20年度から21年度にかけて、小学校及び聾学校90校をPFI手法で、中学校41校を直接施工で、普通教室への空調設備を一斉整備するなど、全ての普通教室へ空調設備の整備を行いました。併せて、「学校施設長期保全計画」に基づく改修を行い、空調設備が未設置の特別教室に対して空調設備の設置を行ってきました。こうした中、PFI事業は令和4年3月31日に契約期間の満了を迎えたとともに、一斉整備した空調設備は設置から10年以上が経過し、更新時期を迎えています。

そのため、本市では空調設備の一斉更新整備及びその後の包括的な維持管理を行うことを目的として川崎市立学校空調設備更新整備等事業（以下、「本事業」といいます。）を実施する予定です。

2 現時点における基本的な方向性

（1）安全で快適な室内環境の維持・向上

教育環境の快適性の維持・向上をめざし、児童生徒が快適に学習できる室内環境を間断なく提供し続けるとともに、これまで増改築や改修に合わせて順次整備してきた特別教室についても一斉整備することにより、子どもたちの学校生活の質をより高めることとします。

また、学校教育活動等へ支障をきたさない施工・維持管理計画とし、常に児童生徒、教職員及び保護者等学校関係者の安全に十分配慮することとします。

（2）経済的で良好な設備導入と維持管理

空調設備の整備に係る初期費用及び維持管理費用については、良好で適切な性能を維持しながら、その縮減が十分図れるよう留意することとします。また、設備の長寿命化、維持管理の容易性、エネルギーコストの削減等のほか、初期費用及び維持管理費用を含めたライフサイクルコストの縮減に配慮した設計、維持管理を行うこととします。

（3）地域経済の活性化

本市が定める「民間活用（川崎版PPP）推進方針」に基づき、地域に精通していることによる迅速な対応など、市内事業者ならではの強みを活かすとともに、地域経済の活性化に寄与するために、市内事業者を積極的に活用することを基本姿勢とします。

（4）安定性の高い事業計画

事業期間中の安定したサービスの提供を確保するため、収支計画、資金調達等において、確実な事業実施が可能となる計画とし、想定されるリスクについては、あらかじめ十分な検討を行ったうえで、事業を実施することとします。また、通常の問い合わせ等への窓口対応に加え、緊急時にも迅速かつ適切に対応できる体制を構築することとします。

(5) 環境への配慮

本市の脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」を踏まえ、効率的なエネルギーの利用、リサイクル材の利用等に留意するとともに、二酸化炭素排出量の削減やフロン類の漏洩防止に貢献するよう、施工段階から維持管理期間まで環境保全に留意することとします。また、学校教育環境、周辺地域環境に対する影響を十分検討したうえで、必要な措置を講じるものとします。

3 対象校・対象室及び対象設備

(1) 対象校・対象室

- 川崎市内にある川崎市立小学校及び中学校の普通教室、特別教室、管理諸室を対象とします。
 - 新設・更新の整備の対象となるのは、合計 158 校、約 9,100 室を想定しています。
 - 新設・更新の整備を行う対象室に加えて、既存の空調設備の維持管理のみを行う対象室が別途あります。
- ※ 室数は現在想定する最大値であり、現在進めている調査の結果により変更となります。

	対象校数	対象室数			
		合計	普通教室	特別教室	管理諸室
小学校	109 校	約 5,900 室	約 2,600 室	約 1,700 室	約 1,600 室
中学校	49 校	約 3,200 室	約 900 室	約 1,000 室	約 1,300 室
合計	158 校	約 9,100 室	約 3,500 室	約 2,700 室	約 2,900 室

(2) 対象設備

- 新設・更新を行う対象設備は、以下のとおり。

空調設備	● 空調機器設備、配管設備、自動制御設備、空調機器設備の使用に係る電気設備及びその他教室等における空調環境の提供のために設置された一切の設備
全熱交換器	● 全熱交換器、全熱交換器の使用に係る電気設備及びその他必要な一切の設備

① 空調設備

- 「更新対象室」として本市が指定する教室等に、既に整備されている設備については、既存の空調設備を撤去し、新しい空調設備を整備します。既存冷媒配管についても、多くの空調設備において、空調方式の変更が想定されることから、更新することを想定しています。
- 「新設対象室」として本市が指定する教室等には、空調設備が未整備であるため、新しい空調設備を整備します。

② 全熱交換器

- 全熱交換器が既に整備されている対象室については、既存の全熱交換器を撤去し、新しい全熱交換器を整備します。
- 全熱交換器が未整備の対象室のうち、全熱交換器を整備する対象として本市が指定する教室等には、新しい全熱交換器を整備します。

※その他、全熱交換器と同等以上の性能を有する設備がある場合には、その設備による新設・更新を可とします。

4 事業範囲

- 本事業において、事業者が担う業務の内容は、以下のとおり。
- 電気やガスなどのエネルギー供給は、本事業の範囲に含みません。空調設備の運転に必要なエネルギー費用は、本市が負担するものとします。
- 空調方式の選定は事業者が提案することとします。

設計業務	<ul style="list-style-type: none">• 設計のための事前調査業務 (各種運用関連データを含む遠隔監視システムの導入を行うものとします。)• その他付随する業務(業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請並びに検査等。なお、調整業務には、対象校等との調整も含まれます(以下、各業務において同様。))
施工業務	<ul style="list-style-type: none">• 施工のための事前調査業務• 空調設備の新たな設置に係る施工業務(空調設備の導入に伴う一切の工事(エネルギー関連の設備の設置、デマンド監視装置の適切な設定、植栽その他既存施設等の移設・復元、既存設備の撤去・処分、既存冷媒の回収・引渡等)を含みます。)• 既存の空調設備の移設に係る施工業務(既に整備されている空調設備のうち、本市が指定する空調設備を取り外し、別の諸室に設置することに伴う一切の工事。)• その他付随する業務
工事監理業務	<ul style="list-style-type: none">• 施工に係る工事監理業務• その他付随する業務

維持管理 業務	<p>■本事業で整備した設備(以下「整備対象設備」といいます。)に対する維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ●整備対象設備の維持管理のための事前調査業務 ●整備対象設備の性能の維持に必要なとなる一切の業務(整備対象設備を事業期間内に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等。なお、運用状況を踏まえたデマンドコントローラーの適切な設定変更も含まれます。) ●整備対象設備に係る緊急時対応業務(問合せ対応、緊急修繕等) ●整備対象設備の運用に係るデータ計測・記録業務 ●整備対象設備の運用に係るアドバイス業務(運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等) ●整備対象設備の法定点検業務(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」といいます。))に係る点検業務等) <p>■維持管理のみを行う既存の設備(以下「既存設備」といいます。)に対する維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ●既存設備の維持管理のための事前調査業務 ●既存設備の維持管理業務(定期点検、フィルター清掃等) ●既存設備に係る緊急時対応業務(問合せ対応等) ●既存設備の法定点検業務(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下「フロン排出抑制法」といいます。))に係る点検業務等) <p>■その他付随する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ●その他付随する業務(計画書・手順書・帳票等の作成及び提出、調整、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力並びに運用に係る近隣対策への協力等。なお、調整業務には、学校との調整も含まれます。)
移設等 業務	<ul style="list-style-type: none"> ●維持管理期間中に整備対象設備の移設等が必要となった場合の移設等業務。 <p>※移設等業務にかかる費用は、別途に締結する契約に基づき、本市の負担とします。</p>

※事業範囲は変更となる可能性があります。

5 事業方式

本事業の事業方式として、以下の方式を比較検討し、最適な事業方式で実施することを想定しています。

直接施工 / DBO方式 / PFI-BTO方式 等

6 事業期間

令和6年度から令和20年度までの15年間

(1) 設計・施工期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

※施工は、夏季休業や冬季休業などの長期休業期間に加えて、それ以外の期間においても実施可能とすることを想定しています。

※交付金を最大限活用するため、本市が指定する対象校については、同一の学校であっても、年度を分けて施工を行っていただくことを想定しています。

※整備対象校を大まかに3分割して整備することを想定しています。

(例) 令和6年度は普通教室への整備、令和7年度は特別教室への整備 等

(2) 維持管理期間

① 整備対象設備

整備が完了し引渡しが行われてから令和20年度までの約15年間

令和6年度整備分： 令和6年度中～令和20年度 約15年間

令和7年度整備分： 令和7年度中～令和20年度 約14年間

令和8年度整備分： 令和8年度中～令和20年度 約13年間

② 既存設備

令和6年度から令和20年度までの15年間

本事業の対象設備		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	…	R20年度
契約		●公募 ●契約						事業終了
整備対象設備	R6年度整備分		整備 ←	維持管理期間			…	同上 →
	R7年度整備分			整備 ←	維持管理期間		…	同上 →
	R8年度整備分				整備 ←	維持管理期間	…	同上 →
既存設備			維持管理期間 ←				…	同上 →

7 事業実施にあたっての論点

本事業の実施にあたって、本市では以下の点について、民間事業者からの御意見をいただきたいと考えています。

(1) 設計・施工期間を3か年とすることについて

- 本事業の対象室数も踏まえて、普通教室を夏季休業期間（約30日間）、特別教室は授業期間中（通年）の施工した場合、設計・施工期間を3か年で実施することの実現可能性について御意見をお聞かせください。（困難であることが見込まれる場合は、その理由についてもお聞かせください。）
- 特別教室については、夏季休業等の長期休業期間だけでなく、それ以外の期間に段階的に施工することも可能とする場合、学校運営に配慮した施工時の具体的な対応方法等について御意見をお聞かせください。
- 交付金を最大限活用するため、本市が指定する対象校については、同一の学校であっても、年度を分けて施工を行っていただくことを想定しています。複数年度で施工することに関して、技術面やコスト面等における課題がありましたら、御意見をお聞かせください。

(2) 維持管理期間を約15年間とすることについて

- 本事業で整備した「整備対象設備」、及び既に設置がされており維持管理のみを行っていただく「既存設備」については、最長で約15年間の維持管理を行っていただくことを検討しております。そこで、貴社が提供可能な維持管理期間中のメンテナンスサービスや性能保証の考え方について、御意見をお聞かせください。

(3) 設計・施工業務の対象教室数の変動等に伴うサービス対価の考え方

- 学校運営上の必要に応じて、入札時点で予定されていた教室数が、設計・施工期間中に変動する可能性を考慮し、対象室数の変動に応じてサービス対価の改定を行う契約内容を検討しております。このような契約内容について御意見をお聞かせください。

※ 契約内容の具体例

- 入札後の設計・施工期間中において、教室数に変動があった場合は、提案時、設計時点の内訳に基づき、契約金額から内訳に記載されている金額を契約金額から加減算する。

(4)維持管理業務の対象設備の数量変更に伴うサービス対価の考え方

- 対象校の再編整備等に伴い、維持管理期間中に維持管理対象室数が変動する可能性を考慮し、対象室数の変動に応じてサービス対価の改定を行う契約内容を検討しております。このような契約内容について御意見をお聞かせください。

※ 契約内容の具体例

- 入札時に、1教室あたりの維持管理業務費単価を御提示いただき、維持管理期間中に対象室数の変動があった場合は、入札時に御提示いただいた維持管理業務費単価を変動数に乗じてもとめられる金額を、契約金額から加減算する。

(5)地域経済の活性化について

- 本市が定める「民間活用（川崎版 PPP）推進方針」に基づき、地域に精通していることによる迅速な対応など、市内事業者ならではの強みを活かすとともに、地域経済の活性化に寄与するために、市内事業者を積極的に活用することを基本姿勢とします。現時点で想定される、地域経済の活性化について、御意見をお聞かせください。

(6)その他参加者からの質問等

- その他質問等がございましたら、お聞かせください。